

令和6年度 下田市空き家等実態調査業務
特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、下田市（以下「甲」という。）が委託発注する「令和6年度 下田市空き家等実態調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、平成27年2月に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」に基づく対策や措置法、平成28年度に実施した下田市空き家等実態調査を踏まえて、今後の本市の空き家等に関する諸施策を検討し、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための新たな基礎データを作成することを目的とする。

(法令及び規程の準用)

第3条 本業務に準用する法令及び規則は次のとおりとする。

- (1) 空き家等対策の推進に関する特別措置法
- (2) その他の関連法規
- (3) 下田市関連条例等諸規則

(疑義)

第4条 本業務実施に当たり、本仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合には、甲と作業機関（以下「乙」という。）で協議し、作業が円滑に進むよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、業務委託の処理を行う上で取得又は保持した個人情報の漏洩、滅失、改ざん及び棄損等を防止するため、次の各号の定めるところにより保護措置をとらなければならない。

- (1) 乙は個人情報の保護の重要性を認識し、本業務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、下田市個人情報の保護に関する法律施行条例（平成4年12月20日条例第23号）及び下田市情報公開条例（平成28年3月18日条例第7号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 個人情報を取り扱う者を必要最低限の者に限定するとともに、アクセス制限等の措置により、他の者がその情報に触れることができないよう措置するとともに、取扱う従業員に対し、情報の適正な取扱いをするよう指導しなければならない。
- (3) 委託業務の処理において知り得た個人情報は、甲の承諾なくして方法のいかんにかかわらず複製、複写してはならない。

- (4) 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務に係る個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について甲に報告し、万全の注意を払わなければならない。
- (6) 委託業務完了後、委託業務の処理において保有した個人情報は、甲の指示により保管をするものを除き、一切の個人情報を全て抹消、焼却、切断等再生不可能な状態にして処分するものとし、その処分内容を甲に報告しなければならない。

(資料の貸与及び返還)

第6条 甲は本業務に必要な既存資料、図面等を乙に貸与するものとし、乙はその保管に十分配慮するものとする。また、本業務完了後は速やかに借用資料を返還するものとする。

(業務の内容)

第7条 本業務の作業内容は以下のとおりとする。

(1) 空き家等候補の抽出

① 計画準備

本業務を計画的かつ効率的に推進するため、業務実施の工程や作業方法等の計画を行う。

② 資料収集整理

既存の空き家情報データの貸与を受け、貸与された位置情報の信憑性等について整理するとともに、位置情報作成のためのデータ変換等を行う。

③ 空き家等候補位置図作成

貸与された位置情報を、住宅地図、地形図、家屋課税台帳、地番図等を活用してマッチング処理を行い、空き家等候補位置図を作成する。

④ 現地調査用図面作成

現地調査及び自治会確認用の位置図を、地形図等を背景に作成する。なお、図面の作成については、自治会確認用はA3サイズ等で作成する。図郭、縮尺、凡例、整飾等は甲乙協議の上決定するものとする。

⑤ 現地調査マニュアル作成

空き家等の現地調査を実施する上での手順や調査方法、現地調査票等について検討し、甲乙協議した上で現地調査マニュアルを作成する。

(2) 空き家等実態調査（外観調査）

① 現地調査

前項までに作成した現地調査マニュアル及び現地調査用図面に基づいて、調査対象空家等の建物用途、階数、外観、管理状態等についての現地調査及び外観写真撮影を行う。なお、現地調査は、身分証明書を携帯した上で、公道からの目視調査により行い、敷地内への立ち入りは、原則行わないものとする。

② 現地調査結果整理

現地調査で情報収集した、調査対象空き家等の建物用途、階数、外観、管理状態及び外観写真データの取りまとめ入力を行い、空き家データベースの基礎とする。

(3) 報告書の作成

本業務で取り組んだ業務の内容、成果、成果に関する所感等をまとめ、報告する。

(4) 打合せ協議

初回、中間及び最終の3回実施するものとする。

(業務実施体制)

第8条 乙は、契約時に業務代理人及び主任技術者として各々定め甲の承認を得るものとする。

承認においては、業務代理人及び主任技術者の届出書及び、業務経歴書、資格証及び社員であることの証を添付するものとする。

【主任技術者】

本業務の適切な計画、実施を行うため、平成26年以降自治体で空き家等調査の実績を有する者とする。

(成果品)

第9条 本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- (1) 業務報告書 一式
- (2) 上記データ 一式
- (3) その他関連資料 一式

2 甲は、乙が成果品の使用を終了するまでの間、成果品を甲の自己責任において、空き家等情報管理の目的においてのみ、甲の内部資料として使用することができるものとする。

3 乙は、外観からの目視で空き家等の判定を行うため、成果品に含まれる情報の正確性、完全性を保証するものではなく、また成果品が甲の特定の利用目的や要求を満たすことを保証するものではないものとする。また、乙は、成果品について誤字・脱字又は地形・道路の位置ずれ若しくは家・建物・敷地の大きさ等に表記上、内容上の誤りがあったとしても責任を負わないものとする。

4 成果品に関する乙の責任は、検査不合格による取替え又は修正に限るものとする。

(品質保証)

第10条 乙は、業務の品質保証ができる ISO9000 シリーズを取得しているものとする。

(その他)

第11条 本業務を遂行する上で特に有効又は必要な場合、甲と乙は書面にて協議し、本特記仕様書の内容を変更することができるものとする。

- 2 乙は、この契約の履行上知り得た情報（出处等）、成果品の情報を、甲の書面による事前の承諾がない限り、第三者に開示若しくは漏洩又は公表してはならないものとする。
- 3 本業務において、第三者から問合せ・苦情等を受けた場合、甲及び乙は相互に協力し、誠実にこれに対応するものとする。